

第2回 指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会

開催年月日：令和6年8月8日（木）

開催時間：午後1時30分～午後3時00分

開催場所：指宿老人福祉センター 集会室

■委員

所属	役職	氏名	備考
鹿児島大学法文学部	教授	石塚 孔信	会長
指宿観光受入代表者会議	幹事	湯通堂 温	副会長
一般社団法人日本旅行業協会 (株式会社JTB鹿児島支店)	会員 (支店長)	山田 聡	
指宿温泉旅館事業協同組合	理事長	有村 純頼	
指宿中央旅館組合	会長	上川路 茂	
公益社団法人 指宿市観光協会	会長	中村 勝信	
指宿商工会議所	会頭	南 荒生	
菜の花商工会	会長	七夕 利久	
指宿市	副市長	黒永 英樹	

■事務局

指宿市

【議事概要】

1 開会

2 議事

(1) 第1回検討委員会での主なご意見

【会長】

第1回の検討委員会からひと月が経ちました。前回はどのようなことを議論したかということ、簡単に振り返ると、まず目的は指宿市の観光をどう活性化していくかということですので、観光活性化と観光消費額の拡大を図って、観光資源を生かした持続可能な社会の実現を目指すために事業者、それから行政等が一体となって取り組む観光施策の方向性を明らかにしました。観光ビジョンに掲げた目標を達成するために令和9年までにコロナ禍前の令和元年並みの観光入込客数へ戻すということと、観光消費額を20%増にするという目標を掲げています。そのためにはいろんな施策を展開していかなければならないということですが、そのためには財源が必要になるということになります。ですが一方で、これは指宿市だけではないですけども、地方自治体の財政状況は非常に厳しい中で、他の全国の観光地と競争していかなければいけないということになります。

ので、そのためにはインフラ整備も含めて魅力ある観光地づくりをやっていかなければいけないということになります。そのために財源としてどういうものがあるのか、あるいはその財源としてふさわしいものは何かということを検討していただくということでこの検討委員会が開催されているわけです。前回は市長からも今後検討してほしいというような諮問を受けております。前回の会議を経て、委員の皆様においても、その財源確保の必要性については異論はなかったのではないかとというふうに思います。そこで前回財源導入を検討するに当たって、幾つかのパターンや方法があり、それを踏まえて入湯税や宿泊税、こういったものがターゲットとなるのではないかとという御意見もございました。一方でそういったものをターゲットとして考えた場合にその財源の使途を明確にする必要があると、そういった意見があったと思います。

本日はそういった皆さんの御意見等を基本にして、さらに議論を進めていきたいというふうに考えております。大体前回の議論はそういった方向性で進んでいったかというふうに思います。それでは本日の議事のほうに入っていきたいと思います。

「(1) 第1回検討委員会での主な御意見」について、再度、前回の振り返りも含めて事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

資料1について、説明。

【会長】

今の資料に基づいて、前回の委員会での議論等で出てきた皆さんからの御意見をまとめたものが資料1ということで説明がありましたけれども、これにつきまして何か皆様から付け加えることや補足がございましたらお出し頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

資料1の1番下の「徴収は宿泊事業者にとってマイナス要因（苦勞する）」というのは私の意見だと思うのですが、括弧して「苦勞する」とありますが、私が申し上げたのは、人的に苦勞するということと、1番言いたかったのは、宿泊税が加算されると旅先に選ぶ時にお客様が躊躇するのではないかと、そこで集客に悪影響を及ぼすのではないかと、そういう意味でのマイナス要因を申し上げたところです。

【会長】

宿泊をするときにその分のコストがかかるので、お客様にとって負担になってしまうのではないかと、そういう意味で苦勞するということによろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

前回の皆様の意見については、大体こういった形でまとめられてるかと思います。

次に「(2) 指宿の観光振興と財源の必要性」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

資料2について、説明。

【会長】

ただいま事務局から、2番目の議事について説明がございましたけれども、皆様から御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【委員】

事務局から新たな財源による観光振興の重要性についてのお話だったと思いますが、私は少し違和感を持ちながら聞いていました。といいますのが、入湯税に関する財源検討会、ちょっと名称は違うんですが、これが年1回あります。多分ここにいらっしゃる方も数名参加していらっしゃると思います。その中で、入湯税というのは、使途目的では消防などのインフラに使える財源ですけれども、観光に100%使える観光振興基金を設けておりまして、恐らく前回の積立金の残額が5,000万円弱あったかと思います。前回はコロナ明けということもあり、この観光の重要性と言いますか、今手を打たなければ、いつ手を打つかと、観光事業者は危機感を持った中で、そういった会議が開かれたんですけども、その席において、観光振興基金は100%観光に使えるので、取り崩して様々な施策に使いましょうと、前回も前々回も観光振興の重要性を私から行政へ投げかけました。しかし返ってきたのは、積立てをする、増やしていくといった回答で、主張に対して我々の理解が得られなかったということがありました。今日はこの席で、私は逆の立場で聞いているんですけども、非常に違和感があります。振興基金5,000万円は、今はもっと増えていると思います。観光振興の重要性を十分訴えたわけですけれども、どうしてあの時は取崩して観光振興に使ってくれなかったのか。その辺りの納得のいく説明を聞かないと、今回の新たな財源を何に使うかというのが、ちょっと入っていかないのかなと思うところです。事務局お願いします。

【会長】

観光振興が今どのくらいあって、それをどういった形で使っていくかっていうときに、今度は入湯税あるいは宿泊税についての議論になるので、そこを整理してもらいたいということでしょうか。

【委員】

そうです。

【事務局】

観光振興基金に係る経緯につきましては、平成 25 年度以降は基金を枯渇させないように 2,000 万円程度の取り崩しを目標としていたところでございます。平成 26 年度においては約 2,360 万円の積立てを行う一方、取り崩しを 2,000 万円行なったため、基金の残額が約 980 万円と少なくなっております。平成 27 年度においては、取り崩し額については、基金積立て額を上回らないように、2,000 万円をもとに、従来の事業へ充当を行っております。平成 28 年度・平成 29 年度においては、基金積立て額を上回らないよう、従来の事業で同じく充当しております。令和元年度以降は、観光振興を図る上で緊急に必要なものに備えるため、基金への積立てを図るものとし、取り崩しを行う場合は、同年度における積立て額の半額以下とするように決められていたところです。

【委員】

それは出席している委員は、全員分かっています。10 年ぐらい前に 1 度枯渇しかけたため、それはいけないということで積立てを始めたんですけれども、最近では枯渇が云々というのは、もう全然心配がないような残高状況です。観光振興基金の目的というのは、緊急を要するような場合に取り崩して使うという使途目的があります。私はコロナ明けで、今がこの観光事業の緊急事態だと、今取り崩さず、いつ取り崩すのかと質問をしましたが、なかなか理解は得られず、行政としてはもっと積立てていくと言う。2 年連続、ゼロ回答ということがあった。

ところが今日は、真逆の立場で、要は今回は新たな財源で観光振興に使っていくという話に多分なると思いますが、入湯税の観光振興基金も、出だしは全く同じで、緊急時に観光振興に使うということで始めた観光資金だったのに、結果的には取り崩してくれなかった。若干、その辺の不信感が残るため、今回は間違いないでしょうかという質問になります。

【会長】

観光振興基金の取り崩しをする、しないという場合、一方ではこの財源が枯渇しまうと、また追加的な何かきたときにも手当がないということで、ある程度担保していかなければならないということがあると思いますが、その辺りはどうですか。

【事務局】

過去の経緯を見ますと、コロナ禍では幾らか取り崩しを行っており、砂むし会館の建て替えや補修のためにとっているというような議事録も残っております。そういったことも含めて、その協議の中で取り崩す額は決めています。

【委員】

観光振興基金の中から今現在行っている様々なイベントなどに、取り崩して従来充当している。それ以外に新たな財源に充ててこなかったから、4,000 万円、5,000 万円と残高が増え、余裕はありました。多分、この入湯税の委員会も 11 月ぐらいにあると思います

すが、多分同じような、ゼロ回答になるのかなと思います。考え方が全く一緒ですよ。今回も、宿泊税になるのか、入湯税になるのか、結論は出ていませんが、全く同じような趣旨目的の会議です。私が言いたいのは、当時担当だったかどうか分かりませんが、出席していなかったからかもしれませんが、議事録も残っていると思いますので、担当していた課に確認してください。私の質問は以上です。

【会長】

財源についてそれをどう使うのかというところも、今回進めていく上でも必要になってくると思いますので、議論の中で検討していただければと思います。

この資料2のところで、それぞれの地域、特にこの場合、観光地が中心となると思いますが、地域の経済、地域を活性化していくためには観光というのは、特にサービス業の中では裾野の広い分野ですので重要だということ。それから観光を取り巻く状況ということで、指宿市と他の地域や全国的な傾向と、指宿市固有の状況というのが5、6ページに出ています。7ページは、課題の整理ということで、こういったものをどうしていくかということと、最後の観光ビジョンのところでは、これから指宿市が観光にどういった方向性で進めていくのかということ。これを見ると、指宿市自体は観光資源、地域資源としては非常に他の地域に比べると、いろいろなものがたくさんあるような気がしますけれども、それをこの現状に従って進めていくためにはそれなりのコストがかかるであろうということ。財源をどうしていくのかということこれから議論するわけですが、それがこの資料になってますけれども、何か皆様から御質問はございませんでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

それでは今後議論していく中で、そういったところにも言及せざるを得なくなると思いますので、先に進めさせていただきます。

いろいろな事業を支えていくための財源として、どういう形のものがあるのか、前回委員から、一つは入湯税をどうするのか、それから宿泊税の導入についてはどうなのか、そういったことが議論されてきましたけれども、本日も前回の議論を踏まえまして、事務局から、3番目の他の導入した自治体の事例、これは前回も委員から質問がありましたけれども、宿泊税の制度についてということで事務局から説明をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

【事務局】

資料3について、説明。

【会長】

どうもありがとうございました。ただいま事務局から、他の導入自治体の事例について説明があつて、それを踏まえた宿泊税の制度についても説明がございましたけれども、こ

れについて皆様から、いろいろ多岐にわたってますけれども、御質問や御意見はございませんでしょうか。

(各委員，意見なし)

【会長】

分かる範囲で他市町村の事例や状況について、最初の方で書かれていますけれども、そういったことについての質問でも構いませんし、後半の部分の導入しているところのいろいろな導入方法あるいは額をどうするかというところの質問でも構いません。何かございませんでしょうか。

(各委員，意見なし)

【会長】

宿泊税を導入するに当たって、入湯税の関係など、そういったところも自治体によって若干違うところもあると思いますが、その辺のところ、あるいは前回出てきた他市の状況で、入湯税に超過課税をしている阿寒湖温泉の事例など、いろいろ出てますけれども、それについて何か質問とかございませんか。

【委員】

第1回目が終わった後、私どもの宿でも意見を少し求めました。そうすると、二重課税という部分が、1番説明しにくいですよという意見が出ました。そして、入湯税の部分を見てみると、観光振興・観光施設の整備を含むというところに費用を当てるという項目がありますが、これと宿泊税がダブらないかということを少し懸念します。入湯税の場合は指宿市の発表の部分でも観光に相当使っていらっしゃるのですが、宿泊税を取ったときにどのようにそれを使われますかということを、私たちとして疑問が出たのですが、いかがでしょうか。

【会長】

入湯税と宿泊税は非常に重なる部分もあり、二重課税的なところはあると。一方で、今度はそれがどう使われているかということも、重なりがあるのか、それともかなり切り分けた使い方をするのか、まだ実行される前の話なのでその辺の考え方をどういうふうに考えればよろしいでしょうか。

【事務局】

御質問の回答の前になりますが、他自治体において改正したか検討した結果、改正しなかったというところの団体の中で、入湯税と宿泊税は使途目的・課税客体が異なる点、または入湯税は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることが適切であることから制度改正は行わないといったところが2団体あり、熱海市においても令和7

年4月に宿泊税を導入しようとしておりますけれども、観光事業に約1億5,000万円充当しているということがあって、指宿市の入湯税は71.3%の3,700万円を観光事業に充当しておりますが、この観光事業の部分と、宿泊税は観光事業に充当するわけなので、ここが二重にあるのではないかなという御質問ですけれども、入湯税は観光事業に使えるというのが法律の中に明記されてますので、それを二つ重なって使うことに對して、法的問題はないというふうには思うのですが、例えばテクニカルな問題として、観光事業の中でもすみ分けをしていくなど、使途の方法としては、もしかしたらあるのかもしれないというふうには思っております。お客様から二重じゃないのかと聞かれたときに、今のような形の御回答はどうかというふうには思っていたりします。以上でございます。

【会長】

宿泊税の場合はより広い客体で対象事業者が徴収し、それに対して入湯税の場合はその中で入湯税の対象となるところから徴収すると、そういう違いがあると思いますが、そうするとより広いところから徴収できる宿泊税の使い方については、もう少し課題がありますが、入湯税に関して事業者から徴収したものと使用の仕方、宿泊税で徴収したものはこういうもので使いますよと、そういったところがでている事例はありますか。

【事務局】

使途に係るものですので、使途についてしっかり明示するといったことが理解頂くために必要なかなというふうには思ったりしますので、そういった明示の仕方を少し工夫していかないといけないのかなというふうに思ったところですが、今その辺りは持ち合わせはしていないところです。

【会長】

何かそういう目的税化というところで、少し差別化できれば説明をしやすいのかなという気がしますけれども、今の事務局の説明についてどうでしょうか。

【委員】

説明する時に明確にならなければならないというところだろうと思います。今後入湯税の問題も、砂むし温泉の価格が上がってくるとそういった部分に対しての説明も、今度はそこにも取られるということで三重になってしまうということなのか。砂むし温泉については詳しくは分かりませんが、お客様から私たちが代理で徴収をしていく中では、最初からお話があったように、説明が明確でなければ、少し大変だろうなという思いです。

【会長】

徴収する現場としてはなかなか説明がしにくいということですね。制度設計をしていく中でそういったところが改善できるといいですか、明らかにできるような形になれば

良いということになると思うのですが、そういう問題点があるということですね。

ほかの皆様からございませんでしょうか。

【委員】

私どもの団体の意見として、先日、部会が開催されて、その議事録を私が預かっておりますので、宿泊税に関係した意見が出ておりますので、それを少し列挙したいと思います。

「今、消費税・入湯税とあり、宿泊税が導入されると二重三重課税になる感が否めない、宿泊客に対して説明も難しく、入湯税については入浴していないと言い張られたら徴収することが難しい、説明しやすい整理が望ましい」という意見。それと、これは宿泊税がどうのということではなく、「最初、福岡県が宿泊税を取り出したようである。税収は市と県が折半している自治体がほとんどである。指宿市としては県にイニシアチブを取られたくなく、全て市で徴収したいようである」。これはそういう意見が出たみたいです。それと、「市が宿泊税を提案したのは、一般財源が苦しいこともあるようである。そういうようなことをしっかり開示した上で話を進めてほしい」。それと、「入湯税は観光の振興に要する財源を確保することが目的の一つであるが、他の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防設備の整備など、多くが使われており、入浴料 1,000 円未満の施設は徴収しておらず、宿泊業が多く徴収している現状からすれば、納得いかない。せめて新しい税収は観光振興の目的に限定して使えないだろうか」という意見。「砂楽は入湯税を取っていないようである。恐らく砂むし代と入浴代に分けて考えており、1,000 円未満であるように調整しているようである。市の施設から率先して税を徴収して欲しい」。これはいろいろ背景があると思いますので、私も調べてみます。それと、「税という名目であると行政に税収が入り制限がある。例えば富士山保全協力金のような名目でお金を集め、観光協会なり、観光デザインに入金する仕組みにすればどうか」という意見がありました。今日の開催が、魅力あるまちづくりの財源をどうするかというような委員会ですので、最初から宿泊税にこだわって議論を進めるのはいかがなものかというような意見も我々の団体の中では上がっております。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。いくつか出ていますけれども、県との関係や集められた税がいろいろなものに使われてしまうのではないかとということで、観光に関する目的税化というのがある程度明らかにしてもらえれば、導入ができるのかもしれないということ。それから、税という形ではなくて、山に登るときなどの協力金というような形は考えられないのかということ。それから、温泉の形態によって、どのような形になっていくのかなど、その辺のところはまだ分からないかなというところで、非常に慎重な意見もあるということですけれども、これについて何かございますか。

【事務局】

第 1 回の検討会のときに、資料を御提示させていただいて、最初は幅広く勉強した上で、どういった財源が観光財源となり得るのだろうかということを、7 月 8 日に開催させて

いただいた資料２で、皆様はファイルに綴じていらっしゃるかと思いますが、その中でやはり協力金等ですと任意で集める財源で強制力を持たないことから安定性に欠けており、規模も限定的というようなことなどもありまして、その地方税の中でも、活用できて幅広く安定した財源がとれるのではないだろうかということで、課税自主権を宿泊税、あるいはいろいろ御意見があった入湯税というようなことで、第１回の部分で御意見を頂いたところでございます。

したがって２回目以降は、頂いた御意見を踏まえて疑問点あるいは他市の事例等を調べて、このような資料を御提示をさせていただいたところでございます。

【会長】

どういった形で、お金を徴収するかという中で、メリット・デメリットを示して、その中で入湯税、それから宿泊税が上がってきたということで今進めていることなので、先ほどおっしゃられたようないろいろな御懸念があると思いますが、今のところはそういう方向性で考えていっているということになっています。議論の過程の中で、先ほど御意見や御懸念がどの程度理解されていくのかということが今後の議論の進め方ということになると思います。他にはございませんでしょうか。

【委員】

すみません。１回目の後、宿泊施設に対してアンケート調査をされたと思いますが、集計などはもう上がってきているのでしょうか。

【事務局】

現在 53% の回答率で、66 社中 35 社に頂いているところでございます。まだ最終的な集計には至っていないところです。

【委員】

今分かっていれば、その 53% の中で宿泊税に対しての意見など、そういったことがまとまっていないのでしょうか。

【事務局】

今集計している段階では、宿泊税を導入した場合、宿泊や宿泊者数の減少などの影響についてという質問につきましては、全体の 11% が影響はない、17% の方は影響あるが税を財源として観光振興やまちづくりの推進が図られれば影響はない、37% の方が影響がある、残りの方々は分からない何とも言えないということで、この調査の中では、導入した場合は影響があるという方々が多いようでございます。

【委員】

次の第３回までぐらいに全部集計を出す予定ですか。

【事務局】

はい。

【会長】

回答期限はいつまでのアンケートですか。

【事務局】

7月31日です。現在、提出がまだされていないところに連絡をいれております。

【会長】

次回の委員会では結果も出てくるということですね。

他に何かございませんでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

それでは、他市・他地域の状況等につきましては、今回、データを提示していただいて、皆様と共有できたと思います。今日も御意見を受けましたけれども、あるいは皆様が持ち帰って、そこで出してもらった意見を承りましたが、今日の会議の中で出てきた御意見等々を、今後は踏まえて進めていかないといけないかと思います。財源をどうするかということで今回は他地域の状況や制度をどのような進めているかということが共有できたと思いますので、具体的に進めるに当たってどういった形で進んでいけるのかということがある程度見える化・具体化していく中で議論を進めていくということに今後はなると思います。もちろん、宿泊税という形で進めていくということではなくて、具体的にそれをこういった形で進めていければ良いのではないかと、皆様と共有しながら進めていければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

回答は次回で良いのですが、先ほど委員の団体部会のいろいろな意見が出た中で、新たな財源が何になるか分かりませんが、その財源を例えば（一社）観光デザインや観光協会など、そこに一部なのか、全部入れるのはどうかというような話もありました。私は新たな財源はいろいろあると思いますが、これまでどおり、指宿市のお財布の中に入るのか、また、別の財布に入るのか。先程のような（一社）観光デザインなどに一部なのか、今、観光戦略会議もありますが、観光戦略会議が自由に扱えるような財布といいますか、そういう意見も出たりして、その辺が結構流動的です。だから、そこは次回で良いので、いろいろ考えられるパターンを、また我々にも提示していただければと思います。先程私が入湯税の件で意見を申し上げましたが、やはり入湯税は宿泊業者の方々が血がにじむような思いで経営されていて、そこから代行して徴収をするというような税金ですが、一旦市の財布に入ってしまうと、なかなか厄介かなと、難しいんだなと思う思

いましたので、財源が入湯税なのか宿泊税になるのか、あともう一つがどこの財布に入るということも、次回、考えられる範囲で良いですので、回答頂ければと思います。

【会長】

どうもありがとうございます。それではほかにございませんでしょうか。基本的に指宿の観光について、それを整備するに当たって、コストがかかるということを皆様は共有されていて、その中でどういう形で財源を賄うのか、そしてどういうふうに使っていくのかというのが見えないということでは、なかなか難しいということだと思います。なので、そういったところを少しでも、できる部分とできない部分とあるかもしれませんけれども、できるだけクリアにした形で進めていければ良いのかなというふうに思います。

では次回の審議につきまして、事務局から何かございませんでしょうか。

【事務局】

すみません、先ほどのお話の中で砂むし温泉に対する入湯税の課税の話が少し出ました。入湯税に関しましては、鉱泉浴場における入湯客に対して課税をするものでございます。昨年、実は砂むし温泉に対して、入湯税の課税ができるのかどうなのかということで、市でも疑義等ありましたのでいろいろ検討してきました。鉱泉浴場、要は温泉に溜めてそこに入るという行為に対して入湯税は課税できるという話でありますので、砂むし温泉は砂を掘ってそこに体を埋めて砂をかけるといった施設になろうかと思っておりますので、それについては、税法上にもそういった規定はどこにもないということですので、課税は難しいというふうなことでございました。少し御紹介しておきたいと思って発言をしたところです。

【委員】

砂を落とすときに温泉に入りますよね。温泉だけの場合もありますが、それには課税されないのですか。

【事務局】

いわゆる砂むしの施設は、例えばその施設の中に砂を掘って、それを洗い流すときにシャワーを使用する場合がありますし、その後温泉に浸かるという一連の流れがあると思います。その温泉に浸かる行為には、当然入湯税は課税する必要があると思いますが、本市の条例の中では1,000円の金額を超えた場合が課税になるので、今の段階では課税できないというふうな話です。

【委員】

それは分かります。砂むしとそれから温泉入浴だけの場合もあります。温泉入浴とサウナに入ります。そうした場合に、今後金額上がってきますよね。正月に2,3千円ぐらいになってしまう場合に、そのときの温泉入浴はどうなるんですか。砂むしだけが値上がりするなら理解できるんですけども、もしそれが入浴も上がるということであるならば、

入湯税の対象になる可能性は無きにしも非ずですよね。

【事務局】

そういうことになろうと思います。1,000 円の価格がどうなのかということ判断することになります。

【委員】

それだったら、砂むしも入湯税をもらってください。税収を増やして指宿のために宿泊税を取っていくということは、私は理解できるんです。ただ、そういった部分であれば、砂むしがメインであるということを皆、認識してる中で、そこをどうやってとっていくのかという問題も出てくるわけです。そこはやはり検討してください。

【事務局】

先ほど申し上げたとおり、砂むしを利用する行為に対しては、今の法律の中では課税は出来ないというふうなことでしたので、我々としても、そういった対応でしかできないというふうに考えています。

浴場のみだと課税対象になるので、おっしゃるとおりなので、そういう形になります。

【会長】

ということであれば、課税対象になるということですね。あと価格の問題もですね。

【事務局】

先程の話から 1,000 円が基準になっていますので、先ほど 3,000 円というお話がありましたけれども、3,000 円の料金の中身で、例えば砂むしが 1,800 円、お風呂代として 1,200 円、トータル 3,000 円というふうな場合であれば、当然、日帰りの現状の税率で 100 円の入湯税を徴収していただく必要があろうかと思っています。

【会長】

なかなか難しい問題があると思います。

事務局、お願いします。

【事務局】

次回の審議内容について御説明いたします。先ほど観光課からありましたが、アンケートについては、今、取りまとめ中でございますので、次回にお示しできればと思っております。また、8 月 30 日に市長と宿泊事業者との意見交換会を実施することにしております。このアンケートと意見交換会の御意見等も踏まえまして、次回第 3 回は議論を深めていただきたいと考えているところでございます。

【会長】

それでは、前回そして今回まで皆様からいろいろな御意見を頂きましたので、いろいろ課題があるわけですが、その中で、例えば宿泊税を導入した場合に、具体的にどのような形でそれを運用することができるかというのが見えてこないと議論もなかなか難しいかと思しますので、それについてのたたき台を事務局から提示をしていただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、御意見が事務局から出ましたが、これについてはよろしいでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

皆様の方でもいろいろな御意見をお聞きしながら、次回の会議に臨んで頂ければというふうに思います。

それでは、皆様から言い残したこと、あるいは言った方が良いというようなことは、ございませんでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

はい、それでは、本日の議事につきましては、以上で終わりたいと思います。
御協力ありがとうございました。

3 その他

【事務局】

会長におかれましては、スムーズな議事進行ありがとうございました。
また、皆様におかれましても、長時間にわたり御協議ありがとうございました。
それでは、「会次第3. その他」ですが、皆様方から何かございますでしょうか。

(各委員、意見なし)

【事務局】

ないようですので、事務局から次回開催について御連絡いたします。次回は9月中旬以降に開催したいと考えております。また、日程を決める際には、皆様と日程調整をさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、以上をもちまして、本日の検討委員会を閉会させていただきます。